

令和３年第１１回甲賀市教育委員会（定例会）会議録

開催日時	令和３年９月２９日（水） 午後２時００分から午後３時３５分		
開催場所	甲賀市役所　４階　教育委員会室		
出席委員	教育長	西村	文一
	教育長職務代理者	松山	顕子
	委　員	野口	喜代美
	委　員	山脇	秀錬
	委　員	藤田	浩二
事務局出席者	教育部長	山本	英司
	次長（社会教育担当）	田村	勝也
	次長（総務・管理担当）	松本	忠
	次長（学校教育担当）	乾	斉司
	教育総務課長	谷	綾子
	学校教育課長	前田	正
	社会教育スポーツ課長	杉本	茂夫
	人権推進室長	宿谷	辰夫
	人権推進室長補佐	藏本	龍樹
	教育総務課長補佐	武部	薫
書記	教育総務課係長	山本	明美
傍聴者	なし		

議決・報告事項は次のとおりである。

1. 会議録の承認

- (1) 令和3年第9回甲賀市教育委員会（定例会）会議録の承認
- (2) 令和3年第10回甲賀市教育委員会（臨時会）会議録の承認

2. 報告事項

- (1) 9月 教育長 教育行政報告
- (2) 令和3年第5回甲賀市議会定例会（9月）提出議案（教育委員会関係）の結果について
- (3) 市内小中学校における児童生徒の状況報告について

3. 協議事項

- (1) 議案第56号 甲賀市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について
- (2) 議案第57号 甲賀市立学校管理運営規則等の一部を改正する規則の制定について
- (3) 議案第58号 甲賀市化石調査取扱要綱等の一部を改正する要綱の制定について
- (4) 議案第59号 就学指定校変更及び区域外就学取扱要領の一部を改正する要領の制定について
- (5) 議案第60号 甲賀市少年センター協議会委員の委嘱について

4. その他、連絡事項など

- (1) 東京2020オリンピック、パラリンピック競技大会メモリアル展の開催について
- (2) アール・ブリュット魅力発信業務委託事業について
- (3) 第65回滋賀県人権教育研究大会（甲賀湖南大会）の開催について
- (4) 令和3年第12回（10月定例）甲賀市教育委員会について
- (5) 令和3年第10回甲賀市教育委員会委員協議会について

◎教育委員会会議

〔開会 午後 2 時 0 0 分〕

次長（総務・管理担当） 改めまして、こんにちは。本日は何かとご多用の中お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、ただ今から、令和 3 年第 1 1 回甲賀市教育委員会定例会を開会いたします。まず始めに市民憲章の唱和を行います。皆様ご起立ください。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、私が憲章を朗読いたしますので、皆さまにおかれましては発声いただかずお手元の憲章を黙読いただきますようお願いいたします。

（市民憲章朗読）

次長（総務・管理担当） ありがとうございます。ご着席ください。

それでは、初めに西村教育長からご挨拶を賜り、引き続きまして議事の進行をお願いいたします。

教育長 みなさん、こんにちは。

明日で 9 月も終わり、明後日から 1 0 月となります。朝夕の肌寒さ、また日没時刻の早まりに本格的な秋の訪れを感じる季節となりました。さて、9 月が終わるということは今年度も上半期が過ぎて、折り返し点を迎えるということでございます。これまでの半年間の職務を振り返るとともに、これからの半年間にすべきことをしっかりと見直す機会にしなければならないと考えているところです。

令和 3 年第 1 1 回教育委員会定例会開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

ご存知の通り、昨日、政府は滋賀県を含む 1 9 都道府県の新型コロナウイルス「緊急事態宣言」を明日 9 月 3 0 日の期限をもって解除するとともに、滋賀県においては、解除後の「まん延防止等重点措置」への移行も行わないことが決定されました。こうした県の方針決定や市内での感染者激減の状況を踏まえ、本市でも本日午前中に新型コロナ

ナウウイルス感染症対策本部会議を開催し、リスクレベルを「レベル 2 (警戒)」まで引き下げることとしました。小中学校におきましても、運動会や修学旅行などの学校行事や部活動についても、県の方針にしたがって感染対策を行いながら再開することとし、明日、保護者宛て文書によってお知らせいたします。

さて、平安時代の貴族であった菅原道真は学識が高かったことから今も学問の神様として信仰されています。天神信仰とは、菅原道真を天神様として畏怖・祈願の対象とする神道の信仰のことです。福井県や富山県では、長男が誕生すると毎年正月、母方の実家から贈られた木彫りや掛け軸の天神像を床の間に飾るという習慣があります。これには幕末期に教育熱心であった福井藩主松平春嶽が領民に天神画を飾るように推奨し、それを富山の菓売りが広めたという説がございます。金沢市でも正月に天神と複数の従者の木像を飾る風習が見られました。

天神信仰では年末の 1 2 月 2 5 日に鏡餅やお神酒をお供えし天神様をお迎えします。また元日には雑煮とおせちを供え、一家揃って無事に新年を迎えられたことに感謝し今年も良い年であることを祈るとともに、子どもは賢くなるようによく勉強ができるようにとお願いします。さらに天神様が帰られるとされる 1 月 2 5 日には焼いたカレイなどを供えてお送りをするそうでもあります。

先日公表された「令和 3 年度全国学力・学習状況調査」の結果においても、これまでと同様、常連の秋田県などとともに、これら北陸 3 県は上位に位置しています。前述の天神信仰の伝統は時代とともに影を潜め、現在も残っている地域やそれを実践しているご家庭は極めて少ないと考えます。しかしながら「勉強をすることの大切さ」が幼少の時期から家庭においてしっかりと根付かされていることと、「全国

学力・学習状況調査」の結果に何らかの関係があるのではないかと感じるところです。

平成19年度から始まった「全国学力・学習状況調査」は、都道府県ごとの正答率も公表され、マスコミ報道では「順位付け」に重きが置かれてきた感じがいたします。正答率の僅かな差であっても「順位付け」によって優劣が印象的に拡大され、人々の関心を徒に煽り、学校教育に対する評価や批判の材料となってきました。「調査結果はあくまで学力の一端に過ぎない」という説明に対しても、「たかが…されど…」という議論が繰り返されております。

毎年調査結果が公表される度に、授業改善の必要性が再確認され、文部科学省や教育委員会などから新たな学力向上の施策が示されたり、各学校での創意工夫あるさらなる取り組みが求められたりします。しかしながら、私の個人的な経験ですが、授業改善や指導法の工夫については既に手を尽くしているという印象を持っております。

社会の急速な変化に伴う価値観の多様化によって「確かな学力を身に付けること」が、すべての児童生徒にとって「自らの課題」として意識されているのか、また児童生徒自身がどのような姿勢で学習に臨んでいるのか、さらにそれらは発達段階とともに維持継続できているのか。学力向上の課題は、学習に対する児童生徒自身の「意味づけ」「価値観」についての議論なしでは解決し得ないと考えているところです。

今回の学習指導要領の改訂では、「学びに向かう力」が新しい時代に必要となる資質・能力のひとつに挙げられています。改めて申し上げるまでもなく、指導法の改善は学力向上のための方途ではありますが、児童生徒一人ひとりが確かな学力を身に付けたいという思いを強く持つことがその基盤となり、それに応える教材研究や授業改善など指導

者の関わり方が追究されなければならないと考えるところです。

本日もこの後次第に沿って会議を進めさせていただきます。委員の皆様方からの忌憚のないご意見・ご指導を賜りますようお願いを申し上げ、令和３年第１１回教育委員会定例会開会の挨拶とさせていただきます。

教育長 それでは、日程に従いまして、議事に入らせていただきます。

はじめに、１．会議録の承認（１）令和３年第９回甲賀市教育委員会（定例会）会議録の承認、（２）令和３年第１０回甲賀市教育委員会（臨時会）会議録の承認について、資料１及び資料２につきまして事前に委員の皆様方のお手元に配付させていただいております。何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 ただ今の会議録の承認については、（１）（２）ともに原案どおり承認することとします。

教育長 それでは、２．報告事項に移らせていただきます。

（１）８月１１日開催の第９回教育委員会定例会以降の教育長・教育行政報告について、資料３の中から以下の４件について報告いたします。

まず１点目は、８月１３日（金）の午後、水口町三大寺の飯道寺で行われました「東京２０２０パラリンピック聖火リレー・甲賀市採火式」についてです。大気的不安定により雨の日が続いた今年のお盆、大雨による土砂崩れや浸水・洪水が心配される悪天候の中でしたが、飯道寺行者講の皆様が世界平和を願い、焚きあげてくださった大護摩から甲賀市の火として採火されました。その火は７６年目の終戦の日であった８月１５日、東近江市の滋賀県平和記念館で執り行われた

「東京２０２０パラリンピック聖火集火式」において、守山市・野洲市・東近江市で採火された火とともに滋賀県の火として集火され、東京の聖火台に点火されました。このような地元での取り組みがパラリンピックにおける宇田秀生選手と藤井由美子選手の活躍につながった

のではないかと感じるようです。

2点目は8月19日（木）の午後、WEB会議で行われました滋賀県都市教育長会・教育部長合同会議についてです。協議内容は、県教育長宛の「令和4年度要望書」の検討と、コロナ禍における修学旅行など学校行事の持ち方についての情報交換などがありました。

重点要望事項としては、小学校専科教員加配の拡大、臨時講師の確保、新型コロナウイルス感染症対策、GIGAスクール構想の推進の4項目にまとめられました。また、要望事項としては、学校園施設等の整備、学校教育の充実、学校現場における業務改善、教職員等の配置改善と資質向上、幼児教育の充実などについて、50項目を超える要望を行うことといたしました。一方、生涯学習・社会教育の振興と文化、体育・スポーツの普及充実については、担当が知事部局であることから、知事宛の要望としました。

次に3点目は、8月24日（火）夜に、あいこうか市民ホールで開かれました「令和3年度第1回甲賀市文化のまちづくり審議会」についてです。協議事項として、会長・副会長の選任、コロナ禍における感染拡大防止を踏まえた事業実施状況、市内に4施設ある市民文化ホールの入館者数の説明などがあり、さらに文化芸術に関する条例の制定に向けての経過説明と意見交換がなされました。

最後に4点目は、9月16日（木）午後に開催されました「令和3年度第2回教育支援委員会」についてです。平成29年度から名称を就学指導委員会から教育支援委員会と改められ、特別な支援が必要な子どもたちの教育支援体制が入学時や進学時また進級時における就学指導から、継続的な教育支援へ、さらには関係機関と連携した取り組みになるよう活動を行っています。今年度も5月からこれまで約4か月間に、対象と考えられる子どもたちの特性に応じた支援内容と方法について、園や学校での状況や本人・保護者の思いを把握し、適切な就学先や学びの場、指導のあり方等について審議を重ねていただきました。会議では、市内7ブロックで観察検討された結果を最終審議し、一人ひとり子どもたちに対して答申が出されました。答申は校園を

通じて保護者に伝えられ、答申と保護者の思いを踏まえ、来春からの学びの場が決まることとなります。

以上、9月分教育長教育行政報告といたします。

教育長 それではただ今の9月教育長教育行政報告について、何かご質問等ございませんか。

野口委員 ご報告になりますが、「東京2020パラリンピック」が終わってから藤井由美子選手のパートナーの方や家族の方とお話することがありました。市を挙げて激励いただいて、家族として本当にうれしい、いろいろな場で感謝の気持ちを伝えたいとおっしゃっていました。自治振興会でも応援の垂れ幕をされたり、豊郷町からも応援の言葉が届いたり、これほど暖かいことはないと感じていました。すぐに自分たちの思いを伝えたい、そのような機会があればよろしくお伝えくださいとのことでした。家族として人生の中で素晴らしい経験ができたとおっしゃっています。藤井選手の娘さん2人は日本橋の交差点から藤井選手が走ってくるのを一生懸命見守られていたのですが、藤井選手が3回目に走ってきた時に大きな声で声援を送られ、その声に励まされて3、4人追い越せたと聞きました。

家族の方がおっしゃっていましたが、盛り上がった大会でしたが、終わって普段の生活にもどった時に障害のある人が望むのは、社会生活の中でどんなことを支えたらよいのか、不便に思っているか、常に意識して一緒に暮らせたらいいなということでした。まずは感謝の気持ちを伝えてほしいとのことでした。

教育長職務代理者 2点お伺いしたいことがあります。1点目は教育長の報告にあった滋賀県都市教育長会がウェブ会議の形式で開催されたということですが、私は先日全国教育委員会のウェブ会議に参加しましたが、もっとスムーズに進行されるようになればいいと感じました。県レベルの会議である滋賀県都市教育長会はどのような様子であったか教えていただきたいと思います。2点目は9月16日に教育支援委員会があったとのことですが、甲賀市内の小中学校に医療支援が必要な子どもさんはどのくらいおられるのか教えてください。

教育長 1点目のウェブ会議についてですが、教育長会・教育部長合同会議でしたので教育部長と一緒に出席しました。ホスト市側の機器トラブルもあり、音声聞こえず中断することもありました。なかなかスムーズには進みませんでした。

教育部長 こちらの準備も情報政策課に協力をしてもらいました。

教育長 2点目の医療ケアが必要な児童生徒については、議会でも質問がありました。今、甲賀市内に4名です。

次長（学校教育担当） 小学生が4名います。3名の看護師が必要に応じて導尿や血糖値の管理などを行っています。看護師1名が2名の児童をみており、看護師2名が児童1名ずつをみる体制です。

教育長職務代理者 登校、通学には支障ないのでしょうか。

次長（学校教育担当） 通学に支障はなく、学校の中での対応になります。

野口委員 もう一点質問します。新型コロナウイルス感染症関連ですが、今日、本部会議があり、ホームページには市長のメッセージも掲載されています。新型コロナウイルス感染症の後遺症が10歳以上の子どもたちに非常に多いという報道を昨日みました。倦怠感があったり、何かやりたくないという気持ちになったり、味がわからないなどの後遺症が言われていますが、さらに、やる気がでない、学校に行きたくないという気持ちになり、やる気だけでは片づけられない問題とされていました。滋賀県の状況は新型コロナウイルス感染症の新規感染者が10人の日もあれば40人の日もある状況です。また、学力調査の中で、学校が楽しいですかという質問があったと思うのですが、小学校の6年生は楽しいが5割をきって楽しくない。楽しいという基準はいろいろあると思いますが、文科省も社会全体の閉塞感はあるだろうが、学校行事がない、運動会・音楽会がない、頑張る身近な目標を持つ機会がない、おしゃべりが制限されているとか、そういうことからくる楽しさがないと書かれています。このような状態の中で、甲賀市では心の面を含めてどのようなことに対応されようとしているのか教えてください。

次長（学校教育担当） 昨日、1名陽性者の報告がありました。その子ども以外は

復帰しています。今のところ後遺症について報告はありません。人権上の課題がいろいろあるということで十分注意していただいています。誰でも感染する可能性があることをベースに言葉がけは注意するようにしています。教職員の見守りも継続しておりますし、今のところ問題があるとは聞いておりません。今後も丁寧に復帰した子どもについては見ていきたいと思います。

教育長職務代理者 人権に係る課題があるというのはどのようなことですか。

次長（学校教育担当） 人権に係る問題が出てきているわけではなく、そのような問題があるといけないので注意しているということです。

教育長職務代理者 問題が出てきているのではないのですね。

次長（学校教育担当） そうです。

教育長 昨年の4月、5月は休校しており、6月に再開するときにはいろいろ心配がありました。しかし、今年はずっと通学ができています。部活動は9月中約1カ月休んで、明後日から再開になります。子どもたちにとっては楽しみ、やりがいがある活動がかなり奪われているような気がします。

教育長 他にご質問等はございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、ただ今の9月教育長教育行政報告は報告事項として終わらせていただきます。

続きまして（2）令和3年第5回甲賀市議会定例会（9月）提出案件（教育委員会関係）の結果について、資料4に基づき報告を求めます。

教育部長 それでは、報告事項の（2）去る8月23日から9月22日にかけて開催されました令和3年第5回甲賀市議会定例会の教育委員会関係提出議案の結果について、資料4に基づきまして報告いたします。

まず、1の決算案件についてであります。令和2年度甲賀市一般会計歳入歳出決算の認定を求めることにつきましては、市議会の予算決算常任委員会に付託され、9月10日から同15日まで、延べ4日間の日程で審査が行われました。

教育委員会事務局に関する決算については、14日に審査を受け、翌日の15日には委員会採決が行われ、原案のとおり認定をいただきました。

次に、2の補正予算案件、令和3年度甲賀市一般会計補正予算第5号につきましては、新型コロナウイルス感染症くらし・経済対策寄附金を財源として、公民館・図書館・体育館等の施設のサーモカメラや消毒器を購入する予算や、一法人からいただきました寄附金を財源に、土山図書館の図書を購入する予算を計上しておりましたが、決算と同じく、予算決算常任委員会に付託され、9月15日に開催されました委員会において審議の上、同日、委員会採決で可決いただきました。

これらの議案につきましては、9月22日の本会議最終日にいずれも原案どおり認定及び可決をいただきました。

また、本日の資料には記載しておりませんが、公益財団法人甲賀創健文化振興事業団の経営状況と公益財団法人あいの土山文化体育振興会の経営状況、及び議会の委任による専決処分で甲南グラウンド排水用埋設管敷設に係る和解及び損害賠償の額についての3件の案件を報告申しあげ、甲南グラウンドの案件につきましては、今日までに至る経過、和解の内容や損害賠償額の積算、今後の対応等についてご質問をいただき、詳細な経過の説明と、将来にわたって安定した施設保持のために今後関係機関と協議を進めていく旨の答弁を申し上げ、いずれの報告案件もご理解をいただいたところであります。

次に、3の一般質問についてであります。今議会では6名の議員の方々から、教育委員会関係のご質問をいただき、市長をはじめ、教育長、そして私からそれぞれ答弁をいたしました。

それでは、少し時間をいただき、質問概要についてご説明申し上げます。資料4の別紙1一般質問要旨整理表をご覧ください。

まず、田中喜克議員からは「市内のスポーツ振興にかかる支援」について、市民や団体への支援の状況や設備や資金面での支援の考え方などについて質問がありました。

次に、堀郁子議員からは「子育て・教育支援」について、第3子以

降の給食費の無償化と残食を減らす取り組みや、学習塾や習い事への補助についての質問がありました。

次に、山岡光広議員からは、まず１点目に「『手話言語及び情報コミュニケーション促進条例』制定後の取り組み」について、小中学校の特別授業での「手話」に関する授業の開催について、２点目に「小学校の通学バスの補助拡充」について、補助対象となる「概ね４キロ」の考え方について、３点目に「国が大幅に制度を変えたものの市としての対応」として、養護学校・特別支援学校の設置基準と医療的ケア児の学ぶ権利についての質問がありました。

次に、白坂萬里子議員からは「学校施設の安全対策」について、小中学校における事故に対する予見や予防の見解や、全国で起きた学校現場の事故の情報の活用についての質問がありました。

次に、小西喜代次議員からは、１点目に「新型コロナウイルス感染症拡大への対応」について、まん延防止等重点措置及び緊急事態宣言後の２学期の授業再開等、基本的な方向性について、２点目に「雲井小学校グラウンド屋外トイレの改善」について、３点目に「信楽地域、甲賀地域への常設のグラウンドゴルフ場設置」についての質問がありました。

最後に、竹若茂國議員からは、１点目に「文化・体育施設の運営のあり方」について、文化・体育施設の運営の一本化に対する考えについて、２点目に「障がい者スポーツのあり方」について、障がい者スポーツの現状、全国障がい者スポーツ大会の準備、障がい者スポーツの普及等についての質問がありました。

なお、答弁につきましては別添のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上、令和３年第５回甲賀市議会定例会提出議案の教育委員会関係の結果についての報告とさせていただきます。

教育長 ただ今、甲賀市議会定例会提出議案の結果について報告を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、甲賀市議会定例会提出議案の結果については報告事項と

して終わらせていただきます。

続きまして、(3) 市内小中学校における児童生徒の状況報告については、内容が個人的なことに関りますので非公開とします。

(非公開)

教育長 それでは、再開させていただきます。

教育長 続きまして、3. 協議事項に入らせていただきます。

(1) 議案第56号甲賀市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について、資料6に基づき説明を求めます。

学校教育課長 議案第56号「甲賀市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について」その提案理由を申し上げます。資料6でございます。

一般財団法人自治体国際化協会からの通知に伴い、外国語指導助手参加者の病気休暇の期間及び報酬を明確にするため、規則の一部を改正するものです。

主な改正の内容については、参加者の病気休暇の期間が現行20日までであったものを60日までに改め、病気休暇期間中は有給であります。30日を超え60日に達するまでの間の報酬は第6条で規定する報酬月額額の100分の50に相当する額とします。

なお、本規則につきましては、公布の日から施行いたします。

以上、議案第56号「甲賀市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について」の提案説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第56号について、説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、議案第56号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり可決いたします。

続きまして、(2) 議案第57号甲賀市立学校管理運営規則等の一

部を改正する規則の制定について、および（３）議案第５８号甲賀市化石調査取扱要綱等の一部を改正する要綱の制定について、並びに

（４）議案第５９号就学指定校変更及び区域外就学取扱要領の一部を改正する要領の制定については、関連がございますので一括して、資料７、資料８、および資料９に基づき、説明を求めます。

教育総務課長 議案第５７号「甲賀市立学校管理運営規則等の一部を改正する規則の制定について」および、議案第５８号「甲賀市化石調査取扱要綱等の一部を改正する要綱の制定について」並びに、議案第５９号「就学指定校変更及び区域外就学取扱要領の一部を改正する要領の制定について」は、関連がございますので一括して、その提案理由を資料７、資料８、および資料９に基づきご説明申し上げます。

総務省自治行政局長より地方公共団体あてに押印等の見直しについて通知がございました。市として行政手続きの押印の義務廃止に取り組むもので、各種申請手続きにおいて、提出者等の押印を求めている関係書類について、押印を不要とするため、甲賀市の規則・要綱・要領の一部改正を行うものです。資料７は規則の改正です。（ ）内に表記している「甲賀市立学校管理運営規則」から、「甲賀市奨学資金給付条例施行規則」までの６規則を一部改正するものです。資料８は要綱の改正です。（ ）内に表記している「甲賀市化石調査取扱要綱」から、「甲賀市立小中学校における医療的ケアの実施に関する要綱」までの１１要綱の一部を改正するものです。資料９は「就学指定校変更及び区域外就学取扱要領の一部を改正するもので、規則、要綱、要領に定められている様式中の印を削るものです。

以上、議案第５７号「甲賀市立学校管理運営規則等の一部を改正する規則の制定について」および、議案第５８号「甲賀市化石調査取扱要綱等の一部を改正する要綱の制定について」並びに、議案第５９号「就学指定校変更及び区域外就学取扱要領の一部を改正する要領の制定について」の説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第５７号、議案第５８号、および議案第５９号について

て、説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、議案第５７号、議案第５８号、および議案第５９号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり可決いたします。

続きまして、(５) 議案第６０号甲賀市少年センター協議会委員の委嘱について、資料１０に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 議案第６０号「甲賀市少年センター協議会委員の委嘱又は任命について」その提案理由を申し上げます。

甲賀市少年センター協議会委員の委嘱又は任命について、甲賀市少年センター条例第４条第３項の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。

つきましては、青少年の健全育成に関係のある機関又は団体の代表者、関係教育機関の職員および関係行政機関の職員の１５名の方々に對し、委員を委嘱又は任命いたします。任期は令和３年１０月１日から令和５年９月３０日までの２年間であります。

以上、議案第６０号「甲賀市少年センター協議会委員の委嘱又は任命について」の提案説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第６０号について、説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、議案第６０号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり可決いたします。

続きまして、４．その他、連絡事項などに移ります。

(１) 東京２０２０オリンピック、パラリンピック競技大会メモリアル展の開催について、説明をお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 それでは東京２０２０オリンピック、パラリンピック競技大会メモリアル展の開催について説明いたします。今年度オリンピック、パラリンピックが開催され、たくさんの方がご活躍され感動いたしました。聖火リレーをはじめ甲賀市ゆかりの選手、ホストタウンをさせていただきましたシンガポールの選手の方々のパネル展を開催したいと考えています。開催日時につきましては１０月１３日（水）から１０月２４日（日）、場所はあいこうか市民ホール展示室でございます。

内容につきましては、オリンピックの聖火リレー関連、パラリンピックの聖火リレー関連、そして本市のゆかりの選手である山田選手、宇田選手、藤井選手、そしてシンガポールのパラリンピック選手団のパネルの展示になります。期間中、もう一度思い出をよみがえらせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

教育長 ただ今のメモリアル展の開催について何かご意見、ご質問等ございませんか。

（全委員 質問等なし）

教育長 続きまして、（２）アール・ブリュット魅力発信業務委託事業について説明をお願いします。

社会教育スポーツ課長 共生社会の実現を目指し令和２年度に実施したオリパラ基本方針推進調査の結果をもとにした取り組みとして、また、市民の皆様に日常の生活の中に文化芸術に触れて心の豊かさを感じるきっかけにいただくためにアール・ブリュット魅力発信事業を開催させていただきます。

実施概要ですが、１点目にアール・ブリュットの作品展示として、寺社仏閣とのコラボレーション作品の展示を行います。櫛野寺の特別拝観時にアール・ブリュットの作品展示を予定しています。また、ＪＲ駅舎等での作品展示を考えています。場所は検討中ですが、ＪＲ駅舎、信楽高原鐵道、近江土山バスターミナルなどでの展示を考えています。

２点目の市内の店舗へのアール・ブリュットの展示、レンタルアー

ト事業になりますが、昨年も実施しておりますが大変好評で、昨年は54件の店舗にご協力いただきました。好評を得ましたので、今年度も60店舗を目標に推進していきたいと考えています。

3点目がストリートピアノの作成です。閉校となり使われなくなったピアノにアートを描いて多くの皆さまにふれていただきたいと考えています。鮎河小学校のアップライトピアノに描いてアート作品に仕上げます。まずは信楽産業展示館で10月23日から始まります岡本太郎展に合わせて展示させていただく予定です。

実施時期については、櫟野寺での作品の展示は予定では10月19日から11月28日を予定していますが、現在委託先と調整中です。決まり次第報告いたします。レンタルアートについては令和4年1月末までです。ストリートピアノ展示については、10月23日から12月5日の予定ですが、信楽産業展示館だけではなく、ほかの地域でも展示ができるよう検討していきたいと考えております。この事業は委託事業であり、委託先はやまなみ工房さんです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今の委託事業について何かご意見、ご質問等ございませんか。

教育長職務代理者 ストリートピアノについては、信楽産業展示館の後の展示をどこにするかは、まだ決まっていないのですか。

社会教育スポーツ課長 まだ決まっていません。これから調整を進めていきたいと考えています。

教育長 他に質問ありませんか。続きまして、(3)第65回滋賀県人権教育研究大会（甲賀湖南大会）の開催について、説明をお願いします。

人権教育室長 第65回滋賀県人権教育研究大会甲賀湖南大会の開催にむけて、4月から実行委員会を開催し進めてまいりました。残念ながら新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、実施内容に変更がありましたので連絡させていただきます。

人権教育室長補佐 先日、一次案内にてお知らせしておりました第65回滋賀県人権教育大会甲賀湖南大会ですが、8月から9月にかけての緊急事態宣言の発令や延長を受けて、主催三者において、本大会の開催について

の協議が行われました。教育委員の皆さまにお配りしました資料の2枚目のとおり、開催方法を変更することとなりました。

全体会については、集会を行わず動画配信のみを行うこととなりました。現在収録を進めており、11月10日から11月19日の間、公益財団法人滋賀県人権教育研究会のホームページで公開予定になっております。また、分科会については開催せず、レポート集を作成して紙面での交流となりました。レポートについては、本来対面で参加者が個人情報に気をつけながら交流するものですので、慎重に作成を進めております。

17年ぶりの甲賀湖南大会にて、たくさんの方にご参加いただくべく、準備を進めてまいりましたが、感染症拡大防止と参加者の皆さまの安全を第一に考え、このような形での開催に変更することとなりました。これまで多くの方にご支援、ご協力いただいております、変更にはなりましたが、この大会が皆さまの人権感覚の向上や人権研修として活用いただけたらと思っておりますので、ぜひ動画のご視聴をよろしくお願いいたします。

教育長 ただ今の滋賀県人権教育研究大会について何かご意見、ご質問等ございませんか。

（全委員 質問等なし）

教育長 続きまして、（4）令和3年第12回（10月定例）甲賀市教育委員会について、および（5）令和3年第10回甲賀市教育委員会委員協議会について、併せて説明をお願いします。

教育総務課長 令和3年第12回（10月定例）教育委員会につきましては、令和3年10月27日（水曜日）午後2時から、また令和3年第10回教育委員会委員協議会につきましては、令和3年11月10日（水曜日）午後2時から開催させていただきます。協議会のテーマにつきましては、現在、調整中でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今の連絡事項について、何かご意見、ご質問等ございませんか。
（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、以上をもちまして、令和３年第１１回甲賀市教育委員会
定例会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔閉会 午後３時３５分〕